

申入書

「日本へのシリア難民受け入れについて」

2015年9月28日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

私たちは、日本で難民支援に取り組む民間の団体です。

シリアの内戦により第二次世界大戦以降最悪と言われる規模の難民が発生し、それらの難民が逃れた先の周辺国でも十分な保護を受けられずにEU等に向けて命がけの移動を強いられていること、その移動過程で多くの尊い命が失われていることを、深く憂慮しております。

この難民の大規模発生という非常事態に対して国際社会は総力を挙げて対応すべきであり、その中で、日本も大きな役割を果たすことが期待されています。

この観点からすれば、周辺受入国や欧州難民受入国への支援はもとより、それに加えて、G7の一角を占める日本が他国と同様に国内にも難民を受け入れることで、この問題の国際的解決に向けて、今こそより一層積極的な役割を果たすべきであると考えます。

そこで、以下提案させていただきます。

1. 来る9月29日の国連総会における演説の中で、シリア難民の日本への受入れを表明してください。
2. 受入れにあたっては、政府（関係省庁）、自治体、国際機関、市民社会の幅広い知見を集めて実施することを、あわせて表明してください。

国際社会における日本の確固たる存在意義を示すためにも、国連総会における演説においては、国際的な難民支援施策に加えて上記2点を表明し、日本として難民問題の解決に積極的に貢献する姿勢を明らかにすることが重要であると考えます。

もとより、難民受入れの実施にあたっては、私たち民間団体自身も、これまでの国内における難民支援の経験をもとに積極的な役割を果たす所存です。

日本においては、2011年に衆議院、参議院両院において難民保護を進める旨の国会決議が全会一致でなされており、国内受入れのさらなる充実がうたわれています（添付資料1をご参照）。ぜひ、同決議にある「世界の難民問題の恒久的な解決と難民の保護の質的向上に向けて、アジアそして世界で主導的な役割を担う」という精神にのっとり、難民受け入れを含む日本の難民支援の拡充を、国際社会にお示しいただけたらと願っています。

ご高配のほどよろしく申し上げます。

以上

【申入れ団体】

(五十音順)

公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本
イエズス会社会司牧センター
移住者と連帯する全国ネットワーク
カリタスジャパン
カトリック東京国際センター
シリア支援団体サダーカ
全国難民弁護団連絡会議
NPO 法人名古屋難民支援室
NPO 法人難民自立支援ネットワーク
日本カトリック難民移住移動者委員会
特定非営利活動法人日本救援行動センター
一般社団法人日本福音ルーテル社団
RAFIQ (在日難民との共生ネットワーク)
認定 NPO 法人難民支援協会

【お問い合わせ先・事務局】

認定 NPO 法人難民支援協会

担当 石川えり・赤阪むつみ

〒160-0004 新宿区四谷 1-7-10 第三鹿倉ビル 6 階

Tel : 03-5379-6001 FAX : 03-5379-6002

E メール : info@refugee.or.jp

【添付資料：難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取り組みに関する決議（第179回国会の衆議院、参議院にてそれぞれ可決）】

・衆議院

難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取り組みに関する決議（第一七九回、決議第二号）

二〇一一年は、一九五一年の『難民の地位に関する条約』採択から六十周年、また日本の同条約加入から三十周年という節目の年にあたる。特に、日本は条約加入後、今日に至るまでの三十年間、国際社会の一員として世界中の難民や避難民の支援に臨み、人間の安全保障の概念を強調することによって、難民それぞれについて人道支援と平和構築を中心に据えた取り組みを行ってきた。二〇一〇年にはパイロット・ケースとしてタイからミャンマー難民を受け入れるプログラムも開始され、アジアで初の第三国定住による難民の受け入れ国となった。

また国内においては、庇護制度の充実・発展を目的として、難民認定審査の透明化、効率化に力を注いできた。

このような過去の実績と難民保護の国際法及び国際的基本理念を尊重し、日本は国際的組織や難民を支援する市民団体との連携を強化しつつ、国内における包括的な庇護制度の確立、第三国定住プログラムの更なる充実に向けて邁進する。同時に、対外的にも従来どおり我が国の外交政策方針にのっとり難民・避難民への支援を継続して行うことで、世界の難民問題の恒久的な解決と難民の保護の質的向上に向けて、アジアそして世界で主導的な役割を担うべく、右決議する。

・参議院

難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取組に関する決議

平成23年11月21日

参議院本会議

本年は、一九五一年の『難民の地位に関する条約』採択から六十周年、また日本の同条約加入から三十周年という節目の年にあたる。特に、日本は条約加入後、今日に至るまでの三十年間、国際社会の一員として世界中の難民や避難民の支援に臨み、人間の安全保障の概念を強調することによって、難民について人道支援と平和構築を中心に据えた取組を行ってきた。昨年にはパイロット・ケースとしてタイからミャンマー難民を受け入れるプログラムも開始され、アジアで初の第三国定住による難民の受け入れ国となった。

そして国内においては、庇護制度の充実・発展を目的として、難民認定審査の透明化、効率化に力を注いできた。

このような過去の実績と難民保護の国際法及び国際的基本理念を尊重し、日本は国際的組織や難民を支援する市民団体との連携を強化しつつ、国内における包括的な庇護制度の確立、第三国定住プログラムの更なる充実に向けて邁進する。同時に、対外的にも従来どおり我が国の外交政策方針にのっとり難民・避難民への支援を継続して行うことで、世界の難民問題の恒久的な解決と難民の保護の質的向上に向けて、アジアそして世界で主導的な役割を担うべきである。

右決議する。

（鶴保庸介君外二十二名発議）

○ 関連情報

- 衆議院 第179回国会 本会議決議 「難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取り組みに関する決議」 2011年11月17日。
- http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/topics/ketugi111117-1.html
- 参議院 本会議決議 「難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取組に関する決議」 2011年11月21日。 <http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/179/111121.html>
- UNHCR 駐日事務所によるリリース 「難民保護・再定住・支援への誓い新たに - 世界初の国会決議を採択」 2011年12月5日。 <http://www.unhcr.or.jp/html/2012/01/post-12.html>